

富岩運河環水公園における駐車場整備運営方針検討委員会 設置要綱

(目的)

第1条 長時間駐車や公園利用者以外の駐車により、慢性的な混雑が課題となっている富岩運河環水公園駐車場について、効率的な駐車場運営や利便性向上を図るため、富岩運河環水公園における駐車場整備運営方針検討委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 駐車場利用実態調査結果の分析に関すること。
- (2) 効率的な駐車場運営や駐車場利用者の利便性向上に関すること。
- (3) 民間活力導入による、駐車場有料化の料金体系や事業手法に関すること。
- (4) その他委員会の目的達成に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員長及び4名以内の委員をもって組織する。

2 委員は、別表に掲げる委員により構成し、知事が委嘱する。

3 委員の任期は、委員会の目的を達するまでの期間とする。なお、委員会はその目的を達したときに解散する。

(委員長)

第4条 委員会の委員長は、委員会開催時において選出する。

2 委員長は、議事を進行する。

3 委員長が出席できないときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、知事が招集する。

2 知事は、必要があると認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求めることができる。

(事務局)

第6条 委員会の事務局は、富山県土木部都市計画課及び港湾課に置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、知事が別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和6年10月7日から施行する。

富岩運河環水公園における駐車場整備運営方針検討委員会 委員名簿

委員	役職等	氏名
委員	富山大学経済学部教授	唐渡 広志
	富山大学都市デザイン学部教授	堀田 裕弘
	公認会計士	石尾 雅樹
	富山県観光推進局観光資源活用室長	油本 達義
	富山県美術館副館長	楠 晶絵

(5名)